

1 山口県中小企業制度融資について

県内に所在する中小企業者等の皆さまが事業資金を必要とし、金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が皆さまの債務の公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、中小企業の資金繰りをサポートしています。
(ご希望に沿えない場合があります。)

2 ご利用いただける方(次の要件等をすべて満たしていること)

(1) 規模：資本金、従業員数のいずれかが適合している中小企業者

業 種	資本金又は出資の総額	従業員数
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	
小 売 業		50 人以下

※ ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は資本金又は出資の総額及び従業員数については、県経営金融課のHPで御確認ください。

※ 事業協同組合など、特別の法律により設立された組合や特定非営利活動法人(NPO法人)も原則、対象になります。

(2) 業 種：農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種(一部、業種によっては対象外)

(3) 事業歴：県内に事業所を有し、6 月以上継続して事業を行っていること(一部の資金は要件を緩和)

3 金 利 固定金利

4 保証料率「山口県信用保証料率低減事業補助金」により保証料の負担軽減を図っています。(単位：年%)

責任共有制度対象	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一 般 保 証 料 率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
引下げ(軽減)率	△0.45	△0.41	△0.36	△0.32	△0.27	△0.23	△0.19	△0.14	△0.11
保証料率(制度融資)	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有制度対象外	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一 般 保 証 料 率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
引下げ(軽減)率	△0.44	△0.40	△0.36	△0.32	△0.27	△0.22	△0.18	△0.14	△0.10
保証料率(制度融資)	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

(1) 中小企業者の財務要因等を考慮して、①～⑨区分のいずれかの信用保証料率を適用します。

(2) 「脱炭素経営未来投資応援資金」については、山口県信用保証協会の協力により、令和8年4月1日以降の申込受付分であって令和9年3月31日までに貸付実行されるものに限り、より低い保証料率(年0.24%～1.66%)が適用されます。

(3) 「経営者保証免除促進資金」に係る保証料率は、①～⑨区分又は経営安定関連保証のいずれかの信用保証料率に対して、年0.25%又は0.45%のいずれかの率を上乗せします。ただし、年0.05%に相当する額を国が補助しますので、信用保証料の事業者実質負担は、年0.54%～2.16%となります。

(4) 創業関連保証*、再挑戦支援保証*、経営安定関連保証、災害関係保証等に該当する場合は上表に関わらず、年0.65%の保証料率を適用します。※「スタートアップ創出促進資金」については、山口県信用保証協会の協力で、より低い保証料率(年0.50%)が適用される場合があります。

(5) 「経営改善・再生支援資金(協調支援枠)」(融資対象1)に係る保証料率は、年0.15%～0.63%に相当する額を国が補助しますので、信用保証料の事業者実質負担は、年0.19%～0.82%となります。

(6) 「経営改善・再生支援資金(協調支援枠)」(融資対象2)に係る保証料率は、年0.11%～0.47%に相当する額を国が補助しますので、信用保証料の事業者実質負担は、年0.23%～0.98%となります。

(7) 「経営改善・再生支援資金(経営改善サポート枠)」に係る保証料率は、年0.80%(責任共有制度対象外の場合、年1.00%)を適用します。この時、経営者保証を免除する場合は年0.20%を上乗せしますが、年0.15%に相当する額を県が補助、年0.40%(責任共有制度対象外の場合、年0.60%)に相当する額を国が補助し、経営者保証を免除する場合はさらに年0.20%に相当する額を国が補助しますので、信用保証料の事業者実質負担は、年0.25%となります。

(8) 「経営改善・再生支援資金(モニタリング強化枠)」に係る保証料率は、年0.22%～0.95%に相当する額を国が補助しますので、信用保証料の事業者実質負担は、年0.12%～0.50%となります。

経営者保証を不要とする場合の取扱いについて(詳しくは山口県信用保証協会にお尋ねください)

経営者保証を不要とする取扱いの要件を満たす場合、経営者保証なし、保証料上乗せ負担なしで融資を受けることができます。要件を満たさない場合であっても「事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的的制度)」の対象となる場合、年0.25%又は0.45%の保証料の上乗せ負担により、経営者保証なしで融資を受けることができます。

また、「スタートアップ創出促進資金」は、スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき、年0.20%の保証料の上乗せ負担により、経営者保証を不要とすることができます。

5 保証人及び担保 特段の定めがないものを除き、必要に応じて徴求

6 お申込み先

県内の各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金の県内店、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合、山口県中小企業団体中央会(組合事業資金のみ)		
---	--	--

7 お問い合わせ先(以下のほか、各市町、商工会議所、商工会等でもご相談に応じています。)

山口県産業労働部 経営金融課金融支援班		山口市滝町1-1	TEL 083-933-3188 FAX 083-933-3209
山口県信用保証協会	山 口 営 業 店	山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館内	TEL 083-921-3091
	下 関 支 店	下関市岬之町8-11	TEL 083-223-6231
	宇 部 支 店	宇部市島3丁目6-18	TEL 0836-21-7361
	周 南 支 店	周南市緑町1丁目75-2	TEL 0834-31-5060
	岩 国 支 店	岩国市今津町三丁目17番6号	TEL 0827-21-5125

やまぐちサポート融資

9月改訂版
(10/1～)

区 分		令和8年度の主な制度改正等
支援強化	脱炭素経営未来投資応援資金	再エネ設備の導入等、脱炭素経営による経営の変革を促進するため、保証料率を引き下げ
対象拡充	経営改善・再生支援資金	経営状況の変化の予兆の早期把握を可能にするため、支援機関による月次でのモニタリングを要件とした「モニタリング強化枠」を新設

例えば、こんなときにご利用ください(詳細については中面参照)

目 的		資 金	番号
経営基盤の強化	大規模設備投資、販売量増大のための設備投資	産業活性化資金	①
	経営者保証の提供を希望しない際の保証料上乗せ負担軽減	経営者保証免除促進資金	②
	脱炭素経営による経営の変革(再エネ設備導入等)	脱炭素経営未来投資応援資金	③
	新たに従業員を雇用して事業拡大	雇用創出支援資金	④
	女性が働きやすい職場環境の整備	若年者雇用促進資金	⑤
	観光施設の整備拡充等	女性活躍応援資金	⑥
創業・新事業	緊急事態に備えた事業継続計画策定及び対策	おいでませ山口観光振興資金	⑦
	経営の円滑化、組合の長期事業資金	防災・減災対策支援資金	⑧
	新たに事業を開始〔事業開始後5年未満〕	事業円滑化資金	⑨
	事業承継のために必要な資金	組合事業資金	⑩
小規模	D×推進に必要な設備資金等	スタートアップ創出促進資金	⑪
	業態転換等によるビジネスモデルの再構築	事業承継支援資金	⑫
	海外販路の開拓・拡大	D×対応支援資金	⑬
	小規模企業の長期の事業資金	ビジネスモデル再構築支援資金	⑭
経営安定等	仕入、賞与支給等、一時的事業資金	海外ビジネス展開支援資金	⑮
	経営の安定や改善	小規模企業支援資金	⑯
	・売上高又は売上総利益の減少による手元資金の確保	小規模企業支援小口資金	⑰
	・事業場内賃金の引上げ	短期サポート資金	⑱
	・毎月の返済額の見直し	経営安定資金	⑲
		経営支援特別資金	⑳
		原油価格・物価高騰対応資金	㉑
経営改善・再生支援資金		賃金引上げ・価格転嫁支援資金	㉒
		経営改善・再生支援資金	㉓

山口県経営金融課

～ 中小企業制度融資ホームページは [こちら](#) ～



令和8年度山口県中小企業制度融資一覧表（令和8年10月1日現在）

※1 融資利率の（ ）書きは責任共有制度対象外 ※2 保証料上乘せ負担等により経営者保証なしで融資を受けられる場合あり（横断的制度等） ※3 融資期間の（ ）書きは据置期間（融資期間の内数）

資 金 名		融 資 の 対 象	融資限度額(千円)	融資利率※ ¹ (年%)	保証料率※ ² (年%)	融資期間※ ³ (年以内)	備 考	
経営基盤強化資金	① 産 業 活 性 化 資 金	①産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資に必要な資金	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.3 (2.1) 5割0%納 2.4 (2.2) 10年超 2.6 (2.4)	すべて保証付き 0.34～1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	・事前に商工会議所等の推薦が必要な場合あり	
		②設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大に必要な資金 ③商店街施設(商店街を構成する個店を含む)における店舗の改装や空き店舗利用のための改修等に必要な資金		5年以内 2.7 (2.5) 5割0%納 2.8 (2.6) 10年超 3.0 (2.8)			・商店街施設に係るものについては、事前に市町長の推薦が必要	
		④産業構造の転換・高度化、人口定住促進等に資する大規模で先進的な工場の整備等に必要な資金 ⑤地域の中核となるような商業・サービス業等の大規模施設の整備等に必要な資金	500,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.7 (2.5)※ 5割0%納 2.8 (2.6)※ 10年超 3.0 (2.8)※	必要に応じて保証付き 0.34～1.76	運転 5 (1年) 設備 20 (2年)	・融資対象要件について事前に県の認定が必要 ※保証無の場合、()の利率に+0.3%	
	② 経 営 者 保 証 免 除 促 進 資 金	・経営状況等に関する一定の要件を満たし、かつ、経営者保証の提供を希望しない際に必要となる「保証料の上乗せ負担」の軽減策を有効活用し、思い切った事業展開に挑戦する法人が必要とする資金	80,000 (※万円の保証4号・5号対象は別30,000)	5年以内 2.3 (2.1) 5年超 2.4 (2.2)	すべて保証付き 0.59～2.21※	10 (1年)	・事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象であることが必要 ・保証人及び担保不要 ※保証料補助により、事業者実質負担は年0.54～2.16%	
	③ 脱 炭 素 経 営 未 来 投 資 応 援 資 金	・高効率照明・空調等の導入等によるエネルギー消費量の削減の取組に必要な資金 ・エネルギーの低炭素化の取組(太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備の導入等)に必要な資金 ・電気自動車の導入等利用エネルギーの転換の取組に必要な資金 ・国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用した取組に必要な資金	280,000	5年以内 2.3 (2.1) 5割0%納 2.4 (2.2) 10年超 2.6 (2.4)	すべて保証付き 0.24～1.66	15 (2年)	-	
	④ 雇 用 創 出 支 援 資 金	・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6か月以内に1人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるものが必要とする資金 ・全体の雇用の減少を伴わずに、令和8年4月以降に県内の新規学卒未就職者(新卒3年以内)又は山口ごとセンター登録者等を1人以上常用労働者として雇用し、又は今後6か月以内に雇用することが確実に見込まれるものが必要とする資金 ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの等が必要とする資金	280,000 (運転 50,000限度)		運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	-		
	⑤ 若 年 者 雇 用 促 進 資 金	・雇用の減少を伴わずに、2人以上の若年者を常用労働者として雇用※する中小企業者等が必要とする資金		5年以内 1.6 (1.4) 5年超 1.7 (1.5)		10 (2年)	※令和8年4月1日以降の県内外の若年者(新規学卒者等)の雇用等が対象	
	⑥ 女 性 活 躍 応 援 資 金	・女性が働きやすい職場環境づくりのための雇用環境の改善等に必要な資金※ ・女性の職場における活躍促進のための環境づくり等(女性活躍推進法の一般事業主行動計画の実施に伴うもの)に必要な資金※	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 2.3 (2.1) 5年超 2.4 (2.2)	すべて保証付き 0.34～1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	※「やまぐち子育て応援企業」、「やまぐちとも×いく」応援企業」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者」に限る	
	⑦ お い で ま せ 山 口 観 光 振 興 資 金	・宿泊施設などの観光施設の整備拡充に必要な資金 ・県内の観光振興に資する事業に必要な資金	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.3 (2.1) 5割0%納 2.4 (2.2) 10年超 2.6 (2.4)		運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	・事前に市町長、商工会議所等、中央会又は一般社団法人山口県観光連盟の推薦が必要	
	⑧ 防 災 ・ 減 災 対 策 支 援 資 金	①事業継続計画の策定や事業継続計画に基づく対策に必要な資金 ②事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けたものであって、その計画に基づく対策に必要な資金 ③連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けたものであって、その計画に基づく対策に必要な資金	80,000	5年以内 2.6 (2.4) 5割0%納 2.6 (2.4) 10年超		15 (2年)	・②、③については、中小企業等経営強化法の特例あり	
⑨ 事 業 円 滑 化 資 金	・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要な資金	200,000 (運転 50,000限度)	5年以内 3.0 (2.8) 5割0%納 3.2 (3.0) 10年超 3.3 (3.1)		運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	-		
⑩ 組 合 事 業 資 金	・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金	250,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.7 (2.5)※ 5年超 2.8 (2.6)※	必要に応じて保証付き 0.34～1.76	運転 5 (6月) 設備 10 (1年)	・事前に中央会の推薦が必要(チケット組合以外は商工会、山口銀行及び西京銀行のみ取扱い) ※保証無の場合、()の利率に+0.3%		
創業・新事業展開支援資金	⑪ スタートアップ創出促進資金【責任共有制度対象外資金】	・商工会議所等又は取扱金融機関店舗から事業計画についての推薦を受けた以下のものが必要とする資金 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始するもの※ ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立するもの※ ③事業を営んでいない個人で、事業開始して5年未満のもの ④事業を営んでいない個人が設立し、設立後5年未満の会社(法人成りした場合を含む) ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	35,000	5年以内 (1.7)【1.4】 5年超 (1.8)【1.5】 【】書きは、令和7年4月1日以降に県外から移住し、県内で、創業予定又は創業後6月以内のものに限る。	すべて保証付き 0.65 (0.50となる場合あり) 経営者保証を不要とする場合 +0.20	10 (1年) (据置期間3年以内となる場合あり)	・スタートアップ創出促進保証、創業関連保証又は再挑戦支援保証のいずれかの保証制度の対象であることが必要 ・担保不要 ※認定特定創業支援事業(市町等が実施)の支援を受けた場合、融資対象①、②はそれぞれ「6月以内」となる。	
	⑫ 事 業 承 継 支 援 資 金	・中小企業者の経営を承継するため、以下のものが必要とする資金等 ①中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の規定による認定を受けたもの ②事業引継ぎ支援センター設置団体の推薦を受けたもの ・信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの 上記に該当し、かつ、以下の①から④までの要件をすべて満たすこと等 ①資産超過であること、②E B I T D A有利子負債倍率〔(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)〕が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること、④返済緩和している借入金がないこと	200,000	5年以内 2.3 (2.1) 5年超 2.4 (2.2)	すべて保証付き 0.34～1.76	10 (2年)	-	
	⑬ D X 対 応 支 援 資 金	・DX推進に取り組む中小企業者等が必要とする資金	100,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.3 (2.1) 5年超 2.4 (2.2)	すべて保証付き 0.34～1.76	10 (2年)	-	
	⑭ ビジネスモデル再構築支援資金	・中小企業者等が業態転換や事業多角化など事業再構築に必要な資金 ・特定事業者が付加価値・生産性向上による企業の成長促進に必要な資金	100,000			-		
	⑮ 海外ビズ初展開支援資金	・アジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開するために必要な資金	10,000	2.3 (2.1)		運転 5 (1年)	-	
小規模企業支援資金	⑯ 小規模企業支援資金	・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人※)以下)が必要とする資金	40,000 (※万円の保証5号対象者30,000)	5年以内 2.3 (2.1) 5年超 2.4 (2.2)	すべて保証付き 0.34～1.76	10 (2年)	※一部業種については、別に定めあり	
	⑰ 小規模企業支援小口資金【責任共有制度対象外資金】	・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人※)以下)が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付融資の残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円以下となるもの	20,000	5年以内 (2.1) 5年超 (2.2)	すべて保証付き 0.40～1.76	10 (1年)	・小口零細企業保証制度対象資金 ※一部業種については、別に定めあり ※原則として担保不要	
	⑱ 短 期 サ ポ ー ト 資 金	・商品仕入、諸決済又は賞与支給等のため、一時的に必要なとする資金	8,000 (※万円の保証5号対象者30,000)	2.6 (2.4)※	必要に応じて保証付き 0.34～1.76	運転 6月	※保証無の場合、()の利率に+0.30%	
経営安定支援資金	⑲ 経 営 安 定 資 金	・中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項又は第6項の規定に基づき市町長の認定を受けたものが必要とする資金 ・災害等突発的な事態の生起又は社会的、経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているものが必要とする資金 ・取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっているものが必要とする資金※ ・経営の安定に著しい支障が生じている企業で、商工会議所等の推薦を受けたものが必要とする資金※	80,000	5年以内 2.3 (2.1) 5年超 2.4 (2.2)	すべて保証付き 0.34～1.76	10 (2年)	・連鎖倒産防止分は取引先が指定再生手続開始申立等事業者に指定されていることが必要 ※連鎖倒産防止分及び商工会議所等推薦分は原則として担保不要	
	⑳ 経 営 支 援 特 別 資 金	・売上げの減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等が、経営の合理化等により業況回復を図るために必要な資金	80,000				-	
	㉑ 原 油 価 格 ・ 物 価 高 騰 対 応 資 金	・最近3か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計額が、過去※の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計額に比べて5%以上減少 ・最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が、過去※の売上高又は売上総利益額(粗利益)と比べて5%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計額が、過去※の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計額に比べて5%以上減少見込	80,000				※過去(比較対象)は前年同期又は令和2年1月以前の直近同期のいずれか	
	㉒ 賃 金 引 上 げ ・ 価 格 転 嫁 支 援 資 金	・製品、サービスの価格転嫁に取り組み、かつ、雇い入れ後6か月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金を3%以上引き上げる※もの	80,000				※国補助金を活用する場合、雇い入れ後6か月を経過した労働者の3%以上の賃金の引上げとみなす。	
	㉓ 経 営 改 善 ・ 再 生 支 援 資 金	協調支援枠	①本資金融資額の1割以上(期間1年以上)のプロパー融資を同時に受けるものが必要とする資金 ②金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うものが必要とする資金	280,000	5年以内 2.3 5年超 2.4	すべて保証付き 0.34～1.45※	運転 10 (1年) 設備 10 (3年)	・協調支援型特別保証の対象であることが必要 ※①について、保証料補助により、事業者実質負担は年0.19～0.82% ②について、保証料補助により、事業者実質負担は年0.23～0.98%
			経営力強化枠	・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等が必要とする資金		280,000	すべて保証付き 0.34～1.34	運転 5 (1年)※ 設備 7 (1年)※
		経営改善サポート枠	・経営改善計画の策定支援機関の支援等を受けて作成した計画に基づいて経営改善に取り組むものが必要とする資金 (策定支援機関：山口県中小企業活性化協議会、経営サポート会議など)	280,000	5年以内 2.3 (2.1) 5割0%納 2.4 (2.2) 10年超 2.6 (2.4)	すべて保証付き 0.80※ (責任共有制度対象外1.00※) 特別保証制度により経営者保証を免除する場合、それぞれ0.20※	15 (3年)	・経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)の対象であることが必要 ※保証料補助により、事業者実質負担は一律で年0.25%
モニタリング強化枠	・認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行う中小企業者等	280,000	5年以内 2.3 5年超 2.4	すべて保証付き 0.34～1.45※	運転 10 (1年) 設備 10 (3年)	・モニタリング強化型特別保証の対象であることが必要 ※保証料補助により、事業者実質負担は年0.12～0.50%		